

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金

平成23年度補正予算額：約113億円

<概要>

- 東日本大震災により経済的理由から、就学等が困難となった世帯の幼児児童生徒に、緊急的な就学支援等を実施
- 既存の就学支援事業等において対象者増や単価増が見込まれるため、都道府県等の新たな負担を全額国費で支援
- 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を交付し、既に都道府県に設置されている高校生修学支援基金において区分経理した上で積み増し、資金を管理

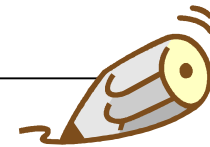
<具体的施策>

【幼稚園】

- (対象者) 震災により幼稚園への就園支援が必要となった世帯の幼児
(震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児も含む)
- (補助率) 10/10
- (対象者数) 約4,000人
- (対象経費) 保育料、入園料
- (対象事業) 市町村において行う幼稚園就園奨励事業

【小・中学校】

- (対象者) 震災により就学困難となった児童生徒
- (補助率) 10/10
- (対象者数) 約39,000人(小学校:約26,000人 中学校:約13,000人)
- (対象費目) 学用品費、通学費、学校給食費、医療費等
- (対象事業) 市町村において行う就学援助事業



【高等学校】

- (対象者) 震災により修学困難となった生徒
- (補助率) 10/10
- (対象者数) 約16,000人
- (対象事業) 都道府県において行う奨学金事業
- ※ 都道府県において、貸与要件の緩和や返還時の柔軟な対応を行うことで、手厚い修学支援が可能

【私立学校】

- (対象者) 震災により就学等困難となった幼児児童生徒
- (補助率) 10/10
- (対象者数) 約6,000人
- (対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業



【特別支援(幼・小・中・高)】

- (対象者) 震災により就学困難となった幼児児童生徒
(震災により支弁区分が変更となった者も含む)
- (補助率) 10/10
- (対象者数) 特別支援学校:約360人 特別支援学級:約140人
- (対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業

【私立専修学校・各種学校】

- (対象者) 震災により、職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
- ・ 専修学校高等課程・専門課程:修業年限1年以上
 - ・ 専修学校一般課程、各種学校:原則修業年限2年以上
- (補助率) 高等課程(10/10)、その他の課程(2/3)
- (対象者数) 専修学校:約2,500人 各種学校:約140人
- (対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業